

令和 8 年 安曇野市議会

6 月定例会 条例案

条例改正等の趣旨・新旧対照表

令和8年3月に専決処分により改正した条例の概要

報告	件名	所管課	趣旨
第14号	専決処分の承認を求めることについて（安曇野市税条例の一部を改正する条例）	税務課	<p>令和8年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律の改正内容に準じて所要の改正を行うもの。主要な点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 軽自動車税の環境性能割廃止に伴う名称変更</li> <li>（2） 個人住民税の金融機関から特別徴収される住民税配当割の精算手続きの追加、公的年金等受給者扶養親族申告書の提出範囲の拡大</li> <li>（3） 固定資産税の家屋及び償却資産免税点の引上げ、特別特定建築物の減額措置の対象範囲の拡大</li> </ul>
第15号	専決処分の承認を求めることについて（安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	国保年金課	<p>地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い所要の改正を行うもの。主要な点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 基礎課税額の課税限度額を現行の66万円から67万円に引き上げる。</li> <li>イ 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円に設定する。</li> </ul> </li> <li>（2） 国民健康保険税の軽減対象となる所得基準の引上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 均等割額等の5割を軽減する対象世帯の所得判定において、被保険者数に乘じる金額を30万5,000円から31万円に引き上げる。</li> <li>イ 均等割額等の2割を軽減する対象世帯の所得判定において、被保険者数に乘じる金額を56万円から57万円に引き上げる。</li> </ul> </li> <li>（3） 子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額について規定の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 所得が基準額以下の世帯及び出産被保険者に係る減額について、18歳以上被保険者均等割額を加える。</li> <li>イ 18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額の全額を減額する規定を加える。</li> </ul> </li> </ul>

条例改正等の趣旨

議案	件名	所管課	趣旨
第 48 号	安曇野市行政手続条例の一部を改正する条例	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、インターネットへの掲載及び掲示場への掲示又は事務所に設置した電子計算機（PC等）の映像面に表示されたものの閲覧措置に変更するもの</li> <li>・その他字句体裁等を整えるもの</li> </ul>
第 49 号	安曇野市景観条例の一部を改正する条例	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安曇野市景観計画の改定に伴い、景観づくり重点地区の導入、事前協議制度の導入及び景観重要眺望点指定制度の導入に係る規定を整備するもの</li> <li>・その他所要の改正を行うもの</li> </ul>
第 50 号	安曇野市公民館条例の一部を改正する条例	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度に三郷公民館の灯油陶芸窯について、電気陶芸窯への更新を予定しており、電気料金の目安単価をもとに陶芸窯の使用料を新たに設定するもの</li> <li>・その他字句体裁等を整えるもの</li> </ul>
第 51 号	安曇野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	子ども家庭支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安曇野市子ども・子育て会議に安曇野市こども計画検討会議を統合し、一本化することから、子ども・子育て会議の所掌事務及び組織（委員構成）を改めるもの</li> <li>・委員の任期を4月1日からとするため、附則において任期の特例を規定するもの</li> </ul>

**報告第14号 安曇野市税条例の一部を改正する条例**

○安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p><b>第18条の3</b> 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<b>軽自動車税</b>を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p><b>第19条</b> 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p><b>第18条の3</b> 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<b>種別割</b>を滞納している場合において、その旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p><b>第19条</b> 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<b>第81条の6第1項</b>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>第81条の6第1項の申告書</b>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <b>第81条の6第1項の申告書</b>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p>

改正後	改正前
<p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等 (<u>次項及び第34条の9において「特定配当等」という。</u>) <u>(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第34条の7</b> (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項 (法<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p><b>第36条の2</b> 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を<u>有しなかったもの</u>(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号<u>並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号</u>において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第</p>	<p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等 (<u>以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。</u>)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第34条の7</b> (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項 (法<u>附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p><b>第36条の2</b> 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を<u>有しなかった者</u>(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号<u>及び第36条の3の3第1項</u>において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び</p>

改正後	改正前
<p>34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 （略）</p>	<p>第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 （略）</p>
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p><b>第36条の3の2</b> 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<b>除く。次条第1項第2号において同じ。</b>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p><b>第36条の3の2</b> 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<b>除き、</b>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<b>次条第1項において同じ。</b>）の氏名</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<b>次条第5項</b>及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 （略）</p>	<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<b>次条第4項</b>及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 （略）</p>
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p><b>第36条の3の3</b> <b>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）</b></p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p><b>第36条の3の3</b> <b>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提</b></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="136 201 1106 427">は、<u>公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="136 783 1106 855">(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p data-bbox="136 863 1106 1206">(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p data-bbox="136 1214 1106 1442">(3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親</u></p>	<p data-bbox="1160 201 2130 778">出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1160 783 2130 818">(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p data-bbox="1160 863 2130 898">(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p data-bbox="1160 1214 2130 1249">(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p>

改正後	改正前
<p><u>族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p><u>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 公的年金等支払者の名称</u></p> <p><u>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p><u>(3) 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p><u>(5) その他施行規則で定める事項</u></p> <p><u>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて、当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p><u>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u></p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p><b>第63条</b> 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあ</p>	<p><u>(4) その他施行規則で定める事項</u></p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて、当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p><u>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u></p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p><b>第63条</b> 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万</p>

改正後	改正前
<p>つては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税</u>を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p><u>円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、<u>その使用者</u>に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は</u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(環境性能割の課税標準)</u>  <b>第31条の3</b> <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u>  <b>第31条の4</b> <u>次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u>  <u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u>  <u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u>  <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u>  <b>第31条の5</b> <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u>  <b>第31条の6</b> <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u>  <u>2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u>  <b>第31条の7</b> <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u>  <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u>  <u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、そ</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税</u>の課税免除)</p> <p><b>第81条の3</b> 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p><b>第82条</b> 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p><b>第83条</b> <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p><b>第85条</b> <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p>	<p><u>の発付の日から10日以内とする。</u></p> <p>(<u>環境性能割の減免</u>)</p> <p><b>第81条の8</b> <u>市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(<u>特定非営利活動法人が譲り受けた三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の課税免除</u>)</p> <p><b>第81条の9</b> <u>特定非営利活動法人が、その設立の日から5年以内に当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る事業の用に供する三輪以上の軽自動車として無償で譲り受けた場合における当該三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の課税免除)</p> <p><b>第81条の10</b> 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p><b>第82条</b> 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p><b>第83条</b> <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p><b>第85条</b> <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p>

改正後	改正前
<p><b>第87条 軽自動車税</b>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<b>第33号の4様式</b>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<b>第33号の4様式</b>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<b>第33号の4様式</b>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<b>軽自動車税</b>に係る不申告等に関する過料)</p> <p><b>第88条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<b>軽自動車税</b>の減免)</p> <p><b>第89条</b> 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<b>軽自動車税</b>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<b>軽自動車税</b>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<b>軽自動車税</b>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に</p>	<p><b>第87条 種別割</b>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<b>第33号の4の2様式</b>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<b>第33号の4の2様式</b>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則<b>第33号の4の2様式</b>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<b>種別割</b>に係る不申告等に関する過料)</p> <p><b>第88条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<b>種別割</b>の減免)</p> <p><b>第89条</b> 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<b>種別割</b>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<b>種別割</b>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<b>種別割</b>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合におい</p>

改正後	改正前
<p>においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p><b>第90条</b> 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、長野県知事が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>ては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p><b>第90条</b> 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)、<u>身体障害者等</u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、長野県知事が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p><u>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p><b>第6条</b> 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p><b>第6条</b> 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><b>第7条の3</b> <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)</u>において、<u>法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。))を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。))を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。))に限り、適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>

改正後	改正前
<p><b>第7条の3</b> 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。</u>）<u>には、法附則第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p><b>第7条の4</b> 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項又は附則第19条の7第1項</u></u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p><b>第8条</b> 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p><b>第7条の3の2</b> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p><b>第7条の4</b> 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項<u>又は附則第19条の7第1項</u></u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p><b>第8条</b> 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p><b>第9条の2</b> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項 <u>（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p><b>第9条の2</b> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p><b>第10条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第24項第3号イ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第24項第4号</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p><b>第10条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第25項第2号</u>に規定する条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>13</u> 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>14</u> 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p><u>17</u> <u>法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p>	<p><u>16</u> 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>17</u> 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>18</u> (略)</p> <p><u>19</u> (略)</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の<u>登録</u>を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の<u>規定の登録</u>を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申</p>

改正後	改正前
<p>告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る</p>	<p>告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る</p>

改正後	改正前
<p>補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条の規定により、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、長野県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 長野県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>9 第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 長野県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、長野県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「長野県知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第15条の5 市は、長野県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として長野県に交付する。</u></p>

改正後	改正前									
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p><b>第16条</b> 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(<u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例</u>)</p> <p><b>第15条の6</b> <u>営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 363 2128 571"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p><b>2</b> <u>自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の<u>種別割</u>の税率の特例)</p> <p><b>第16条</b> 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u>車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								
<p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>									
<p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに</p>	<p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」とい</p>									

改正後	改正前
<p>限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日</u>から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p><b>第16条の2</b> 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項<u>又は第3項</u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>う。) (営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は<u>令和4年4月1日</u>から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の<u>種別割</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p><b>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</b></p> <p>(軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収の特例)</p> <p><b>第16条の2</b> 市長は、軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項<u>から第4項まで</u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の<u>種別割</u>に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項<b>及び附則第7条の3第1項</b>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項<b>及び附則第7条の3第1項</b>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項<b>及び附則第7条の3第1項</b>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項<b>及び附則第7条の3第1項</b>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<b>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</b>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<b>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</b>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<b>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</b>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<b>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</b>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p><b>第17条の2</b> 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法<u>附則第34条の2第6項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この</p>	<p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p><b>第17条の2</b> 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法<u>附則第34条の2第5項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この</p>

改正後	改正前
<p>項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法<u>附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法<u>附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、<u>同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、<u>第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及</u></u></p>	<p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>ひ附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p><b>第19条の4から第19条の6まで 削除</b></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第19条の7 (略)</b></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p><b>第19条の3から第19条の6まで 削除</b></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><b>第19条の7 (略)</b></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p><b>第19条の9</b> (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<b>及び第7条の3第1項</b>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<b>及び第7条の3第1項</b>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<b>及び第7条の3第1項</b>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<b>及び第7条の3第1項</b>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p><b>第19条の9</b> (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<b>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</b>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<b>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</b>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<b>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</b>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<b>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</b>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p><b>第19条の10</b> (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<b>及び第7条の3第1項</b>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とある</p>	<p><b>第19条の10</b> (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<b>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</b>の規定の適用については、第34条の6</p>

改正後	改正前
<p>のは「所得割の額及び附則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>

参考（施行日の色分け）

黒：令和8年4月1日施行【原則施行日】

赤：令和9年1月1日施行

水色：令和9年4月1日施行

紫：令和10年1月1日施行

緑：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第●号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行

**報告第15号 安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

○安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）

改正後	改正前
<p>(納税義務者)</p> <p><b>第1条</b> 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。</p> <p>2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。</p> <p>(課税額)</p> <p><b>第2条</b> 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。））、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（第4号において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<b>67万円</b>を超える場合においては、基礎課税額は、<b>67万円</b>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並</p>	<p>(納税義務者)</p> <p><b>第1条</b> 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。</p> <p>2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。</p> <p>(課税額)</p> <p><b>第2条</b> 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。））、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（第4号において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<b>66万円</b>を超える場合においては、基礎課税額は、<b>66万円</b>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並</p>

改正後	改正前
<p>びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p>	<p>びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）</p>
<p><b>第7条の4</b> 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。</p>	<p><b>第7条の4</b> 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。</p>
<p>（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）</p>	<p>（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）</p>
<p><b>第7条の5</b> 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</p>	<p><b>第7条の5</b> 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</p>
<p>（国民健康保険税の減額）</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p>
<p><b>第19条</b> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに<u>同条第5項本文</u>の子ども・子育て支援納付金課税額から<u>キからケまで</u>に掲げる額を減額して得た額（<u>当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円</u>）の合算額とする。</p>	<p><b>第19条</b> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに<u>同条第5項</u>の子ども・子育て支援納付金課税額から<u>キ及びク</u>に掲げる額を減額して得た額の合算額とする。</p>
<p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第</p>	<p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第</p>

改正後	改正前
<p>1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 630円</p> <p><b>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円</b></p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円</p> <p>（イ） 特定世帯 350円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 525円</p> <p>（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>31万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 450円</p> <p><b>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円</b></p>	<p>1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 630円</p> <p>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円</p> <p>（イ） 特定世帯 350円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 525円</p> <p>（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>30万5,000円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 450円</p>

改正後	改正前
<p><u>ケ</u> 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円</p> <p>(イ) 特定世帯 250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 375円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>57万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について180円</p> <p><u>ク</u> <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円</u></p> <p><u>ケ</u> 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円</p> <p>(イ) 特定世帯 100円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 150円</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額<u>及び18歳以上被保険者均等割額</u>）は、当該所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者</p>	<p><u>ク</u> 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円</p> <p>(イ) 特定世帯 250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 375円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<b>56万円</b>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について180円</p> <p><u>ク</u> 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円</p> <p>(イ) 特定世帯 100円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 150円</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>及び被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額<u>及び被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者</p>

改正後	改正前
<p>の出産の予定日（地方税法施行規則<u>第24条の30の6</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p>	<p>の出産の予定日（地方税法施行規則<u>第24条の30の5</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

議案第48号 安曇野市行政手続条例の一部を改正する条例

○安曇野市行政手続条例（平成17年安曇野市条例第14号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<b>名宛人</b>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<b>名宛人</b>としてされる処分</p> <p>ウ <b>名宛人</b>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p><b>第13条</b> 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<b>名宛人</b>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<b>名宛人</b>の資格又は地位を直接に<b>剝奪する</b>不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<b>名宛人</b>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして執行機関の規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<b>名あて人</b>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<b>名あて人</b>としてされる処分</p> <p>ウ <b>名あて人</b>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p><b>第13条</b> 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<b>名あて人</b>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<b>名あて人</b>の資格又は地位を直接に<b>はく奪する</b>不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<b>名あて人</b>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして執行機関の規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p>

改正後	改正前
<p><b>第14条</b> 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<b>名宛人</b>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<b>名宛人</b>の所在が判明しなくなったとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p><b>第15条</b> 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<b>名宛人</b>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日及び場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<b>名宛人</b>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p><b>第14条</b> 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<b>名あて人</b>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<b>名あて人</b>の所在が判明しなくなったとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p><b>第15条</b> 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<b>名あて人</b>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日及び場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<b>名あて人</b>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

改正後	改正前
<p>(代理人)</p> <p><b>第16条</b> 前条第1項の通知を受けた者 (<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。) は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p><b>第22条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中</u>「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した</u>日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p><b>第25条</b> 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>鑑み</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p><b>第28条</b> 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p>	<p>(代理人)</p> <p><b>第16条</b> 前条第1項の通知を受けた者 (<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。) は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p><b>第22条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>揭示を始めた日から2週間を経過した</u>とき」とあるのは「<u>揭示を始めた日から2週間を経過した</u>とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた</u>日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p><b>第25条</b> 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>かんがみ</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p><b>第28条</b> 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p>

改正後	改正前
<p><b>第29条</b> 第15条第3項及び<b>第4項並びに</b>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<b>同条第4項中「第1項第3号</b>及び第4号」とあるのは「<b>第28条第3号</b>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<b>同条第4項後段</b>」とあるのは「第29条において準用する<b>第15条第4項後段</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>(行政指導の中止等の求め)</p> <p><b>第34条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</p> <p>(4) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと<b>思料する</b>理由</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>第29条</b> 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<b>同項第3号</b>及び第4号」とあるのは「<b>同条第3号</b>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<b>同条第3項後段</b>」とあるのは「第29条において準用する<b>第15条第3項後段</b>」と読み替えるものとする。</p> <p>(行政指導の中止等の求め)</p> <p><b>第34条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</p> <p>(4) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと<b>思料する</b>理由</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>

**議案第49号 安曇野市景観条例の一部を改正する条例**

○安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）

改正後	改正前
<p>目次 （略） 第4章 景観重要建造物等（第21条—<u>第26条の2</u>） （略）</p> <p>（定義） <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）景観づくり 良好な景観をまもり、活かし、<u>つくり</u>、及び育てることをいう。 （2）工作物 土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物及び屋外広告物以外のもので、次に掲げるものをいう。 ア・イ （略） ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他<u>これら</u>に類するもの エ～カ （略） キ 自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置<u>をいう。</u>）の用途に供する施設 ク～サ （略） （3）～（5） （略） 2 （略）</p> <p>（市の責務） <b>第3条</b> （略） 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民等<u>及び</u>事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。 3・4 （略）</p> <p>（来訪者への要請） <b>第6条</b> 市、市民等及び事業者は、<u>市への</u>来訪者に対し、自らが取り組む景観づくりに対して、理解と協力を求めることができる。</p> <p>（景観計画に定める事項に関する措置） <b>第8条</b> 景観計画区域は、規則で定めるところにより、次に掲げるエリア <u>（以下この条</u></p>	<p>目次 （略） 第4章 景観重要建造物等（第21条—<u>第26条</u>） （略）</p> <p>（定義） <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）景観づくり 良好な景観をまもり、活かし、<u>つくり</u>及び育てることをいう。 （2）工作物 土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物及び屋外広告物以外のもので、次に掲げるものをいう。 ア・イ （略） ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他<u>これ</u>に類するもの エ～カ （略） キ 自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）の用途に供する施設 ク～サ （略） （3）～（5） （略） 2 （略）</p> <p>（市の責務） <b>第3条</b> （略） 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民等<u>並びに</u>事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。 3・4 （略）</p> <p>（来訪者への要請） <b>第6条</b> 市、市民等及び事業者は、来訪者に対し、自らが取り組む景観づくりに対して、理解と協力を求めることができる。</p> <p>（景観計画に定める事項に関する措置） <b>第8条</b> 景観計画区域は、規則で定めるところにより、次に掲げるエリアに区分するも</p>

改正後	改正前
<p>において「エリア」という。)に区分するものとする。</p> <p>(1) まちなかエリア (2) 田園エリア (3) 山麓・山間部エリア (4) 山岳エリア</p> <p>2 市長は、エリアのほか、次の各号に掲げる<u>区域</u>のいずれかに該当する<u>区域</u>であって、一体として、よりきめ細かな景観づくりを推進する必要があると認める<u>ものを景観づくり重点地区</u> (以下「<u>重点地区</u>」という。)として定めることができる。</p> <p>(1) <u>農地、集落、街区、別荘地等の景観上</u>の一体性が認められる区域 (2) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴ある景観を有する区域 (3) 第27条第1項に規定する景観づくり住民協定が締結されている区域 (4) その他市長が認める区域</p> <p>3 市長は、<u>重点地区を指定、変更又は解除しよう</u>とするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 エリア及び<u>重点地区</u>における法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (<u>以下この条において「行為制限」という。</u>)及び同条第3項に規定する良好な景観の形成に関する方針 (以下この条において「方針」という。)は、当該エリア<u>又は当該重点地区</u>ごとに定めるものとする。</p> <p>5 <u>重点地区</u>において定める方針は、<u>当該重点地区</u>が該当するエリアの方針と調和の保たれるものでなければならない。</p> <p><u>6 重点地区において定める行為制限は、当該重点地区が該当するエリアの行為制限に代えて、又は加えて定めることができる。</u></p> <p>(計画提案)</p> <p>第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項に規定する景観協議会、第27条第1項に規定する景観づくり住民協定の認定を受けた団体及び第28条第1項に規定する景観づくり市民団体の認定を受けた団体とする。</p> <p>2 景観法施行令 (平成16年政令第398号) 第7条ただし書の条例で定める規模は、法第81条第1項に規定する景観協定若しくは第27条第1項に規定する景観づくり住民協定の目的となる土地の区域又は重点地区に限り、0.1ヘクタールとする。</p>	<p>のとする。</p> <p>(1) まちなかエリア (2) 田園エリア (3) 山麓・山間部エリア (4) 山岳エリア</p> <p>2 市長は、<u>前項各号に掲げる</u>エリアのほか、次の各号に掲げる<u>事項</u>のいずれかに該当する<u>土地</u>であって、一体として、よりきめ細かな景観づくりを推進する必要があると認める<u>区域を景観づくり推進地区</u> (以下「<u>推進地区</u>」という。)として定めることができる。</p> <p>(1) <u>土地利用上</u>の一体性が認められる<u>土地の</u>区域 (2) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴ある景観を有する区域 (3) 第27条第1項に規定する景観づくり住民協定が締結されている区域 (4) その他市長が認める区域</p> <p>3 市長は、<u>推進地区を定めよう</u>とするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 <u>第1項各号に掲げる</u>エリア及び<u>第2項に掲げる推進地区</u>における法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項に規定する良好な景観の形成に関する方針 (以下この条において「方針」という。)は、当該エリア (<u>推進地区を定めた場合</u>にあつては、<u>推進地区</u>) ごとに定めるものとする。</p> <p>5 <u>推進地区</u>において定める方針は、<u>当該地区</u>が該当するエリアの方針と調和の保たれるものでなければならない。</p> <p>(計画提案)</p> <p>第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項の<u>規定による</u>景観協議会、第27条第1項の<u>規定による</u>景観づくり住民協定の認定を受けた団体及び第28条第1項の<u>規定による</u>景観づくり市民団体の認定を受けた団体とする。</p> <p>2 景観法施行令 (平成16年政令第398号) 第7条ただし書の条例で定める規模は、法第81条第1項の<u>規定による</u>景観協定、<u>推進地区又は景観づくり住民協定の目的となる土地の区域</u>に限り、0.1ヘクタールとする。</p>

改正後	改正前
<p>3・4 (略)</p> <p>(条例施行日前から存する建築物等に対する指導又は要請)</p> <p><b>第11条 (略)</b></p> <p>2 市長は、<u>重点地区</u>内の既存の建築物、工作物、屋外広告物又は空地が、<u>当該重点地区</u>に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、管理者、占有者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとることを要請することができる。</p> <p>(行為の届出及び公表)</p> <p><b>第12条</b> 法第16条第1項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>重点地区内で第1項の行為を行おうとする者で、同項の規定により届出をしたものは、届出の日の翌日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより、その行為に係る事項を記載した標識を予定区域内の見やすい場所に設置しなければならない。</u></p> <p><u>7 前項の規定により標識を設置した者は、規則で定めるところにより、速やかに市長にその設置の完了を届け出なければならない。</u></p> <p>(事前協議)</p> <p><b>第12条の2</b> <u>法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者で、規則で定める大規模行為を行おうとするものは、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第18条第2項に規定する開発事業の案を提出しようとする日(同条例第38条に規定する特定開発事業に該当する行為を行おうとするときは、同条例第40条第1項に規定する特定開発事業の素案の提出をしようとする日)の60日前までに、規則で定めるところにより、市長と協議をしなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による協議があったときは、当該協議をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定による協議があったときは、安曇野市景観審議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定による協議は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、終了するものとする。</u></p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(条例施行日前から存する建築物等に対する指導又は要請)</p> <p><b>第11条 (略)</b></p> <p>2 市長は、<u>推進地区</u>内の既存の建築物、工作物、屋外広告物又は空地が、<u>その地区</u>に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、管理者、占有者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとることを要請することができる。</p> <p>(行為の届出及び公表)</p> <p><b>第12条</b> 法第16条第1項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>第1項の規定により届出をした者は、届出の日の翌日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより、その行為に係る事項を記載した標識を予定区域内の見やすい場所に設置しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>協議が調ったとき。</u></p> <p>(2) <u>協議が調わない場合においては、当該協議をした者が、規則で定めるところにより、市長に当該協議の終了を申し出て、これに相当の理由があると市長が認めるとき。</u></p> <p>5 <u>市長は、前項の規定により協議が終了したときは、当該協議をした者に対し、その結果を通知するものとする。</u></p> <p>6 <u>市長は、良好な景観づくりを行うために必要と認めるときは、第1項に規定する大規模行為を行おうとする者に対し、必要な報告を求めることができる。</u></p> <p>(届出を要しない行為)</p> <p><b>第13条</b> 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施工として行う行為</p> <p>(9) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項又は第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為、同法第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第13条第1項(同条例第34条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項(同条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。)又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(14) (略)</p> <p>(変更命令に係る手続)</p> <p><b>第17条</b> 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(行為の着手の制限)</p> <p><b>第18条</b> 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第20条第2項の規定による説明会の開催が必要な開発事業に該当する場合は、法第18条第1項に規定する期間を60日(特定届出対象行為に</p>	<p>(届出を要しない行為)</p> <p><b>第13条</b> 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項又は同法第14条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施工として行う行為</p> <p>(9) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項又は同法第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為、同法第20条第3項又は同法第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第13条第1項(第34条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項(第29条及び第34条において準用する場合を含む。)又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為</p> <p>(14) (略)</p> <p>(変更命令に係る手続)</p> <p><b>第17条</b> 市長は、法第17条第1項及び第5項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(行為の着手の制限)</p> <p><b>第18条</b> 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第20条第2項の規定による説明会の開催が必要な開発事業に該当する場合は、法第18条第1項に規定する期間を60日(特定届出対象行為に</p>

改正後	改正前
<p>ついで法第17条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあってその延長された期間が60日を超えるときは、その期間)とする。この場合において、法第16条第4項<u>及び</u>第17条第2項に規定する期間も、また同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の着手日の短縮の通知)</p> <p><b>第19条</b> 市長は、法第16条第1項<u>又は</u>第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた制限に適合していると認めるときは、速やかにその届出をした者に対し、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間又は前条第2項の規定により同条第1項前段の期間を短縮する旨の通知をするものとする。</p> <p>(現状変更の規制の手続)</p> <p><b>第23条</b> 市長は、法第22条第1項<u>又は</u>第31条第1項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(原状回復命令等の手続)</p> <p><b>第24条</b> 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令をし、又は法第26条<u>若しくは</u>第34条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>(景観重要眺望点の指定等及びこれに係る手続)</u></p> <p><b>第26条の2</b> <u>市長は、特に良好な眺望景観を享受することができる場所を景観重要眺望点として指定することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るとともに、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第4項の規定により安曇野市景観審議会の意見を聴いたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 市民等は、市長に対し、規則で定めるところにより景観重要眺望点の指定を要望することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定による要望があったときは、安曇野市景観審議会の意見を聴い</u></p>	<p>ついで法第17条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあってその延長された期間が60日を超えるときは、その期間)とする。この場合において、法第16条第4項<u>及び</u>法第17条第2項に規定する期間も、また同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の着手日の短縮の通知)</p> <p><b>第19条</b> 市長は、法第16条第1項<u>若しくは</u>第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた制限に適合していると認めるときは、速やかにその届出をした者に対し、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間又は前条第2項の規定により同条第1項前段の期間を短縮する旨の通知をするものとする。</p> <p>(現状変更の規制の手続)</p> <p><b>第23条</b> 市長は、法第22条第1項<u>又は</u>法第31条第1項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(原状回復命令等の手続)</p> <p><b>第24条</b> 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令をし、又は法第26条<u>若しくは</u>法第34条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>て、当該要望に係る場所を景観重要眺望点として指定する必要性の有無について判断するものとする。</u></p> <p><u>5 市長は、前項の規定により、景観重要眺望点として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該要望をした者に通知するものとする。</u></p> <p><u>6 市長は、第1項の規定により景観重要眺望点を指定したときは、その旨を公表するものとする。</u></p> <p><u>7 市長は、景観重要眺望点について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、安曇野市景観審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。</u></p> <p><u>8 第6項の規定は、前項の指定の解除について準用する。</u></p>	

○安曇野市屋外広告物条例（平成24年安曇野市条例第10号）

改正後	改正前
<p>(許可等)  <b>第7条</b> (略)            2 (略)            3 市長は、安曇野市景観条例第8条第2項の規定により<u>景観づくり重点地区</u>（以下「<u>重点地区</u>」という。）を定めた場合にあつては、<u>重点地区</u>ごとに許可基準を別に定めることができる。            4・5 (略)</p>	<p>(許可等)  <b>第7条</b> (略)            2 (略)            3 市長は、安曇野市景観条例第8条第2項の規定により<u>景観づくり推進地区</u>（以下「<u>推進地区</u>」という。）を定めた場合にあつては、<u>推進地区</u>ごとに許可基準を別に定めることができる。            4・5 (略)</p>

○安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和5年安曇野市条例第3号）

改正後	改正前
<p>(抑制区域)  <b>第9条</b> (略)            2 前項の抑制区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。            (1)～(5) (略)            (6) 安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）第8条第2項で定める<u>景観づくり重点地区</u>、同条例第21条の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木から30メートル以内の区域並びに同条例第27条第1項の規定により認定された景観づくり住民協定の区域            (7)・(8) (略)</p>	<p>(抑制区域)  <b>第9条</b> (略)            2 前項の抑制区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。            (1)～(5) (略)            (6) 安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）第8条第2項で定める<u>景観づくり推進地区</u>、同条例第21条の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木から30メートル以内の区域並びに同条例第27条第1項の規定により認定された景観づくり住民協定の区域            (7)・(8) (略)</p>

議案第50号 安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

○安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）

改正後	改正前
<p>(種別、名称、位置及び対象地域)</p> <p><b>第2条</b> 公民館は、中央公民館と分館の種別とし、公民館の名称、位置及び対象地域は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(分館)</p> <p><b>第4条</b> 分館は、別表第1に定めるそれぞれの対象地域における公民館事業を行う。</p> <p>(休館日)</p> <p><b>第6条</b> 公民館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><b>第10条</b> 市長は、特に必要と認めるときは、前条に規定する使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><b>第11条</b> 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>(利用の制限)</p> <p><b>第13条</b> 教育委員会は、公民館の施設等を利用する者が前条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるときは、利用を禁止することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(種別、名称、位置及び対象地域)</p> <p><b>第2条</b> 公民館は、中央公民館と分館の2種とし、公民館の名称、位置及び対象地域は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(分館)</p> <p><b>第4条</b> 分館は、第2条別表第1記載のそれぞれの対象地域における公民館事業を行う。</p> <p>(休館日)</p> <p><b>第6条</b> 公民館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月第2及び第4月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><b>第10条</b> 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><b>第11条</b> 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>(利用の制限)</p> <p><b>第13条</b> 教育委員会は、利用者が前条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるときは、利用を禁止することができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正後		改正前	
(原状回復) 第14条 公民館の施設等の利用を終了した者又は第12条第1項の規定により利用許可を取り消された者若しくは前条第1項の規定により利用を禁止された者は、直ちに公民館の施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。		(原状回復) 第14条 公民館の施設等の利用を終了した者、又は第12条第1項の規定により利用許可を取り消された者、若しくは前条第1項の規定により利用を禁止された者は、直ちに公民館の施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。	
別表第1 (第2条、第4条関係)		別表第1 (第2条関係)	
(略)		(略)	
別表第2 (第7条、第9条関係)		別表第2 (第7条、第9条関係)	
1 会議室等使用料		1 会議室等使用料	
	名称	1時間当たりの使用料	
安曇野市豊科 公民館	小会議室	120円	
	中会議室	260円	
	大会議室	410円	
	研修室	120円	
	講座室	260円	
	和室	260円	
安曇野市穂高 公民館	第1会議室	260円	
	第2会議室	410円	
	第3会議室	410円	
	児童室	260円	
	名称	1時間当たりの使用料	
豊科公民館	小会議室	120円	
	中会議室	260円	
	大会議室	410円	
	研修室	120円	
	講座室	260円	
	和室	260円	
穂高公民館	第1会議室	260円	
	第2会議室	410円	
	第3会議室	410円	
	児童室	260円	

改正後			改正前		
	講義室	410円		講義室	410円
	調理実習室	840円		調理実習室	840円
	視聴覚室	840円		視聴覚室	840円
	講堂	1,700円		講堂	1,700円
<u>安曇野市三郷 公民館</u>	会議室101	260円	<u>三郷公民館</u>	会議室101	260円
	会議室102	260円		会議室102	260円
	会議室201	410円		会議室201	410円
	和室	260円		和室	260円
	講義室	410円		講義室	410円
	スタジオ1	260円		スタジオ1	260円
	調理実習室	840円		調理実習室	840円
	創作室	330円		創作室	330円
	スタジオ2	410円		スタジオ2	410円
	講堂	1,270円		講堂	1,270円
<u>安曇野市堀金 公民館</u>	会議室1	410円	<u>堀金公民館</u>	会議室1	410円
	会議室2	260円		会議室2	260円
	会議室3	260円		会議室3	260円
	会議室4	260円		会議室4	260円

改正後			改正前		
	調理実習室	840円		調理実習室	840円
	創作室	330円		創作室	330円
	スタジオ1	260円		スタジオ1	260円
	スタジオ2	840円		スタジオ2	840円
	講堂	1,270円		講堂	1,270円
<u>安曇野市明科 公民館</u>	講義室1	330円	<u>明科公民館</u>	講義室1	330円
	講義室2	330円		講義室2	330円
	講義室1・講義室2	410円		講義室1・講義室2	410円
	会議室2	260円		会議室2	260円
	和室1	260円		和室1	260円
	和室2	260円		和室2	260円
	和室1・和室2	330円		和室1・和室2	330円
	和室3	120円		和室3	120円
	調理実習室	840円		調理実習室	840円
	創作室	410円		創作室	410円
	講堂	1,270円		講堂	1,270円

改正後		改正前	
2 設備及び備品使用料		2 設備及び備品使用料	
種類	1時間当たりの使用料	種類	1時間当たりの使用料
(略)		(略)	
展示パネル（支柱2本含む。）	1日につき1組310円	展示パネル（支柱2本含む。）	1日につき1組310円
<u>陶芸窯（本焼き）</u>	<u>1日につき1台3,130円</u>		
<u>陶芸窯（素焼き）</u>	<u>1日につき1台2,690円</u>		
3 安曇野市豊科公民館ホール使用料		3 安曇野市豊科公民館ホール使用料	
(略)		(略)	
4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料		4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料	
(略)		(略)	
備考		備考	
1 (略)		1 (略)	
2 「照明Aセット」とは、ボーダーライト及び第1・第2サスペンションライトをいい、「 <u>照明Bセット</u> 」とは、「照明Aセット」にサイドスポットライト及びフロントスポットライトを追加したものをいう。		2 「照明Aセット」とは、ボーダーライト及び第1・第2サスペンションライトをいい、「 <u>照明Bセット</u> 」とは「照明Aセット」にサイドスポットライト及びフロントスポットライトを追加したものをいう。	

議案第51号 安曇野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○安曇野市子ども・子育て会議条例（平成26年安曇野市条例第8号）

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、<u>次に掲げる事務を所掌</u>する。</p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</u></p> <p>(2) <u>こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定又は変更及び推准に関する事項について調査審議すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>保護者</u></p> <p>(2) <u>保育又は教育関係者</u></p> <p>(3) <u>こども施策（こども基本法第2条第2項に規定する「こども施策」をいう。）に関する事業に従事する者</u></p> <p>(4) <u>事業主又は労働者を代表する者</u></p> <p>(5) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>公募により選任された者</u></p> <p>(7) <u>その他教育委員会が適当と認める者</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験のある者</u></p> <p>(2) <u>子どもの保護者</u></p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</u></p> <p>(4) <u>事業主及び労働者を代表する者</u></p> <p>(5) <u>教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者を代表する者</u></p> <p>(6) <u>認可外保育施設を代表する者</u></p> <p>(7) <u>公募による者</u></p>